

昭和五十二年二月一日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社

発行人 滝野 忠

東京都千代田区飯田橋4の4の8朝日ビル401号室 電話(03)26117079

振替 東京0158431 労金 東京労金本店No50234

購読料 月額400円 6カ月前納制

〈もくじ〉

■巻頭言■

労戦再編と社会党解体は一体…………… 2

「呼びかけ」を出すにあたって 岩井 章…………… 3

連合に全面的に屈服…………… 6

——総評の「労戦統一」批評方針——

資料1 労働戦線統一の完成へむけて(総評)…………… 7

資料2 官公労働組合の基本方向(官公労協)…………… 10

東京地評解体を許さない…………… 12

東京労研センターが活動強化へ…………… 14

労組法改悪の本質と背景…………… 16

三宅島——地方自治の原点…………… 17

五月二六日から自治労中央委…………… 18

八八春闘懇が中間総括…………… 5

編集部だより…………… 5

パンフレット紹介 大韓航空機事件を考える…………… 18

旬刊社会通信

NO. 371

一九八八年六月一日

一九八八年六月一日発行

(毎月一日・十一日・二十一日三回発行)

■巻頭言■

労戦再編と社会党解体は一体

五月一六日の全金同盟主催パネルドイスカッション「連合の政治活動」で、「連合と野党四党との協力関係を推進するため①公明党は社会主義インターの綱領を支持する②社会党は新宣言に沿って社会主義協会をきちんと整理する——よう求めることで一致した」(「日経」五・二四)という。出席者は「全労連(連合) 会長代理の山岸全電通、藁科電機労連両委員長、連合副会長の片山電力労連会長、藤原全金同盟組合長」である。

この二つは、彼らの最終目標ではない。連合の国会内出張所として「連合新党」を結党するための中間目標である。連合は、綱領的文書「進路と役割」において、「野党の分立状態が続いており、現状を打破する新しい政治勢力の形成までには至っていない」との状況認識を示し、自ら「政治の流れを転換するための新たな起爆剤」と位置づけ、「政権を担いうる新しい政治勢力の形成に協力」することを「基本目標」に掲げている。この路線で二大政党内立ち、野党再編成を進めようというのが、山岸氏らの思惑である。このためには、当然にも社会党の非武装・中立路線などの基本政策を放棄させ、最後には社会党を解体せねばならない。

「そんなことは分かっているよ」と本誌の読者は言われるだろう。しかし、大多数の社会党員や活動家は、驚くほどに理解しえていないのである。「連合」発足・総評解散という右翼労戦再編と野党再編(社会党解体)が表裏の関係にあることを、本当には知らないのである。事実、「新報」活動などを熱心に担っている労組役員党員ですら、連合発足を容認し総評解散もやむなしとしている。党を大切に強めたいと考えるならば、「連合」に反対し、総評解散に反対するしかない——この簡単な真理が認識されていないのである。だから、右翼再編は避けられないと社会党・総評ブロックの崩壊には手をこまねきながら、「新たな社会党ブロックづくりを進めよう!」と叫び出す幹部も生まれてくる。片方の手は社会党解体へ差し伸べながら、片方の手は「新たな社会党ブロックづくり」に向けるというのである。この幹部が、自分は何を何を行っているかを知らないとしたら、幹部たる責任において一から勉強をし直してもらわねばならない。知っての言動であるならば、幹部を信頼し活動している者の目をくらし、保身をはからんとする悪らつな行為である。くり返しになるが、社会党を愛し基本路線を守ろうとする党員であるならば、連合に反対し、連合主導で進行している労働戦線再編成と総評解散に全力で反対していかねばならないのである。

このように考えた時、「社会主義協会の整理」を公然と主張し出した連合幹部との対決の仕方も明らかとなる。まず第一に、進行する右翼的労戦再編に全力で反対していくことである。ここで労資協調大企業労組幹部たちの思惑を崩していけば、社会党解体への段どりも崩れていく。第二に、非武装中立・反核・反安保・反基地などの基本路線・基本政策を堅持し社会党を守ろうとする党員たちが、さらにしっかりと手を結び合うことである。

最悪の道、それは力関係での不利を言い、後退戦も必要だともっともらしく表面をとりつくり、自分たちの思想的・運動的・組織的な陣地を次々と空け渡していくことである。相手の戦略を認識せずして後退戦などできっこない。それは敵に追いまくられ続け、崩壊していくしかない道である。それでも幹部は轉身し身の安全もはかれよう。しかし残された活動家、労働者は身も心もうちひしがれていく。われわれは社会主義者の魂において、こうした道を拒否し闘っていく。

「嵐」

「呼びかけ」を出すに当って

岩井 章

労研センターでは今、「まともな労働運動をめざす『左派』の全国的共闘組織」への結集のよびかけをめざす準備が進められている。五月二十七日には構想を固め、六月三・四日、労研センター全国幹事会で討論し、一步を踏みだそうというものだ。そして、七月二・三日、労研センター全国討論集會が開催される。

国際労働運動の機関誌『国際労働運動』に「呼びかけ」を出すに当って」と題する岩井論文が発表された。この論文は「よびかけ」そのものではないが、昨年のいわゆる「左派結集」のよびかけ以来の経過、そして近く明らかになる「よびかけ」のポイントを指摘するものとなっている。全国の仲間を紹介する。

(編集部)

昨年本誌五月号で「左派結集」を呼びかけてからちょうど一年経った今、再びこの「呼びかけ」を出す段取りとなった。

この一年間、労戦問題の動きは極めて活発だったし、職場での討論もかなり進んだと思われる。一年前は、労戦問題は雲の上のことくらいに受けとめる仲間が多かったが、今日では不可欠の路線問題だとの認識がひろまってきた。

連合が昨年十一月発足し、「連合春闘」だとマスコミが提燈をもった八八春闘も経験した。一方、総評は一九八九年解散の方針を確定するための作業を急いでいる。

このような急迫する情勢を前にして、労研センターも何回かの討論の中で「左派結集」の具体的提案を急ぐべきだとの意見で一致した。

三月八日に開いた労研センター代表者会議では、その提案内容を私に一任するとの決定を行った。この決定を受けた私は、多くの組合代表、団体代表に会い、提案作成のための意見交換を精力的に行ってきた。

統一労組懇、民放労連など純中立組合、新聞、全国一般、全港湾など総評内連合不参加組合代表との話し合いを皮切りに、次のような組合と話し合った。日教組、全林野など官公労組合、東京都職労、国鉄労組、京阪神地方の組合有志、そして社会主義協会、共産党幹部などである。これらの話し合いは当然多岐にわたっていた。その一々を紹介するのはむずかしい。

この話し合いの中でもっとも重要なのは、統一労組懇幹部から提起された二つの点である。

一つは、統一労組懇といわゆる「左派」勢力とが一体となってナショナルセンターを作らすべきだという提案である。これに対し私は「その提案ははじめて聞いた。今までは統一労組懇のセンターと『左派』センターは各々別に作り、相互に共闘するものと受けとめてきた。それが何故変わったのか。その変わった理由を説明してくれ」といった。これに対し統一労組懇側は、「われわれの提案は今までと何ら変ってはいない。最初から二つの勢力が

一本になってセンターを作るべきだと提案してきた」と答えた。しかし、私たちはいまでも統一労組懇の方針が途中から変わったものと受けとめている。変わったからといって非難するつもりはないが、知りたいのはどんな情勢分析をしたのかという点である。しかし、答は得られなかった。

私の提案では、統一労組懇系のナショナルセンターに対し、われわれいわゆる「左派」グループは別の結集体である「まともな労働運動をめざす共闘組織」を作るよう呼びかけている。それは、今大切なのはいわゆる「左派」グループがまず結集することだとの認識が前提にあるからだ。その上で統一労組懇系とも共闘する。

連合ができ、労働運動右派の大勢は形の上では勢揃いした。しかし、その連合内には左派的勢力も決していないわけではない。連合だけではなく中立組合にも「左派」はいる。どの組合にも存在する「左派」勢力が結集し易い組織方針をとるべきだと考えたからである。

また、私の提案がセンターではなく共闘組織にしていることも、結集し易いということも考慮したからである。単産も単組も、地方・地区多様な形態をもつ組合が結集しやすいのは、共闘組織だという認識である。二重加盟も認めてよいと思っている。

もうひとつの論点は、「革新政党との協力という表現は、政党支持の自由にならないか」という点だ。

私の提案にあるように、この点は「統一戦線の結成」という項目と深くかかわっているのである。革新政党といえば普通、社・共両党を指すと考える人が多いだろう。私もそうだが、日本の政治革新を追求する立場でいえば、社会党左派を軸に社会党に立ち直ってもらいたい。そう念願するからこそ統一戦線を口にし、革新政党の中に社会党を含めているのである。現状の社会党そのものを是認するのではない。このような議論を前提に、革新政党との協力をうたっているのである。

統一労組懇やその他の人々が口にする「政党支持の自由」は、個々の労働者にとっては当然のことであるが、組合の機関としては政治的中立の姿勢をとるべきではない。私の提案する組合教育、政治教育を積極的に行うことによって組合員の意識を深めなければならぬ旨訴えているのである。

組合が組合教育を積極的に行わねば、マスコミによる保守的教育（影響）が組合員をますます現状肯定に誘いこんでいくことをおそれているのである。

二

私のこの提案は、労研センター全国幹事会での討論を経て正式に全国に発表される運びである。今後のことについて若干の希望を述べておきたい。

先日、神戸での話し合いの中で、ある活動家が「僕たちは今まで総評解体反対、総評再建を主張してきたから、今『左派』組織の結成を言われても戸惑う」と発言していた。

たしかにそうだ。私もできれば総評が解散せずに頑張ってくれたいことを望んできた。今もそうだ。だからその努力は続けていく。だが一方で、見通しをつける時期に来ていることも事実であると答えた。

この答えのとおり、来るべき総評大会では「全的統一」を主張してきた総評本部が、それ

ができない段階で解散方針を出すことに反対する」という趣旨の決議案を提出すべきだと
して準備を進めている。そして情況によっては解散方針をくいとめることができるかもし
れない。

しかし、もし解散決定が強行された時は、いよいよナショナルセンターがなくなるのだ
から、それに代るものを準備するのは当然のことである。

私たちの提案を参考にして、全国組合、地方・地区の各組合がそれぞれ討論をし、決断
がついた組合から呼びかけ準備会を作ってもらいたい。中央でも地方・地区でも、形にと
らわれることなくイニシアをとってもらいたい。

一種の戦国時代に入っているのだから、一定の様式があるわけではない。多様でよい。
過去の反省の上に立って、できるだけ下から運動も組織も作る事が望ましい。これから
の運動の活性化は、地方・地区の結束と行動が鍵を握っていると思う。

〔国際労働運動〕 八八年六月号

来春闘へ継続・発展

—— 八八春闘懇が中間総括 ——

国労など二八単産・単組でつくる「八八春闘懇談会」は五月一日に開いた単産等三役
会議で中間総括を行い、来春闘でも同組織の継続・発展をめざすことを確認した。

中間総括では、加入各単産のストを背景とするねばりづよい闘いで「連合」参加の大企
業労組を上回る賃上げを多くの組合で引き出し成果をあげたと評価。一方、総評について
は「春闘に対し事実上の指導力と組織力を放棄し、地域春闘も機能できなかった」と指摘
し、「連合」に対しては「統一指導もなく、ストと大衆行動を大半が組織せず、労働者組
織としての機能喪失を白日のものとした」ときびしく批判している。

この上に立って「総評解体の明確化の中で、春闘の新たな指導部の要求が強まる」とし
て「春闘懇」を来春闘に継続・発展させることを確認。今後の課題として①組織の性格、
名称②組織拡大③地方組織の拡充④事務局体制などを検討していくこととなった。なお総会
は七月六日の予定。

◇ 編集部だより ◇

▽最近、昭和史についての本を読むことが多い。Xデーがいわれる今日、そのときには間
に合わないからだ。二つの本が面白かった。一つは「昭和史探訪」（角川文庫、全六冊）、
もう一つは外国人の筆になる「天皇ヒロヒト」（同、二冊）。次には「木戸日記」に挑戦す
るつもりだ。

▽私の読書の興味はもう一つある。憲法論だ。たいへん勉強させられたのは「日本国憲法
『改正』史」（日本評論社 渡辺治）。私たちはともすれば、偏見をもって憲法「改正」論
をみる。「明文改憲なんてない。解釈改憲で自民党はやってきたし、これからもやってい
くだろう」と。七百頁に近い「戦艦」にも似た本書は、こうした偏見に警鐘を発する。読
むのがシンドイ本であるが、これからの運動を考えるうえで、きわめて重要であらう。

連合に全面的に屈服

——総評の「労戦統一」 拡評方針——

総評は天下に恥をさらした。総評が主張してきた全統統一がウソであり、連合への全面的な屈服に他ならないことが、「真柄メモ」(本誌第三六九号参照)その他で明らかになったからである。その証拠は数限りなくある。今年に入ってからでも——

第一。今年に入って総評の主体性がまったく失われていることだ。二月総評臨時大会直前、第一回の連合と総評の会談がおこなわれ、連合の注文にに応じて、方針案が調理された。三月末の拡評直前にも同様の行事がおこなわれ、「進路と役割」が「目標とプロセス」と同列におかれた方針が提示された。

第二。本誌第三六九号で資料とともに述べたが、四月二一日、総評は連合に、連合が総評に突きつけていた三つの条件をすべて飲むことを表明した。総評は連合に土下座したのである。

第三。五月三〇の総評拡大評議員会を一週間後にひかえた五月二三日、総評は大会方針案でも連合に屈服した。そのもようを「朝日」五月二四日付は「連合」綱領を尊重——総評が官民統一へ素案」とこう報じた。

「総評は二三日、労戦対策委員会と企画委員会を開き、官民合わせた労働界の再編・統一に向け、七月の定期大会にかけられる方針案の素案をまとめた。全日本民間労組連合会(「連合会」)が本格的なナショナルセンター結成に向けて動き出す、との判断のもとに、一気に話し合いを進める立場で、これまでの総評方針から「連合」内部に抵抗のある表現を大胆に削ったり、書き換えたのが最大の特徴。統一時の新綱領づくりは主張しているが、総評系官公労がいったん打ち出した「官民対等の立場」とか、今後の協議の場としての「統一準備会(仮称)設置」は明記を避け、「連合」綱領の「進路と役割」について「尊重」の姿勢を初めて打ち出している。

この素案は、三〇日の総評拡大評議員会に議案として提出されるもので、二六日の「連合」との首脳協議の様子を見て内容に手を加えることもある、としている。

官民統一論議で一つの焦点となっているのが新綱領づくりの問題。三月の拡大評議員会に示された総評方針では、労働者全体の統一をめざし特定勢力を排除しないことなどを盛り込んだ総評の「目標とプロセス」を基本とする、との立場をうたい、「進路と役割」との関係については、「二つの文書は内容的に相対立するものではない」との表現だった。この点、今回の素案では「進路と役割」の尊重を打ち出し、「目標とプロセス」に関しては、そのなかで示した統一ナショナルセンターの姿、機能、役割について、「連合」との話し合いで「提起する」と、主張のトーンを落としている。

全文は資料1を参照していただくこととして、ポイントのみを具体的に掲げておけばこうである。

原案 「内容的には、総評としては『目標とプロセス』を基本とするが、他方で『進路と役割』が、総評民間単産も参加して作られたものであること、総評もその作成過程で意見を述べ反映されていることを考慮し対処する」

修正 「内容的には総評もその作成過程で参加した『進路と役割』を尊重し、あわせて『目標とプロセス』における『統一ナショナルセンターの姿』(その機能と役割など)とくに官公労働者固有の課題について重要な柱として提起していく」

原案が前述の「総評見解」に沿ってすっかり書き換えさせられてしまった。三月の拡大

評議員会のサル知恵も、まったく役に立たなかったというわけだ。

原案 「もう一つの課題である選別については、選別反対の態度を堅持し、統一ナショナルセンターの綱領、組織原則に賛同する全ての組合に門戸を開放する。なお、労働戦線統一の大義に背き、批判、中傷を加えるものには毅然たる態度をとる」

修正 「もう一つの課題である選別については、選別反対の態度を堅持し、統一ナショナルセンターの綱領、組織原則に賛同する全ての組合で組織する。なお、労働戦線統一の大義に背き、誹謗、中傷、妨害を加えるものには毅然たる態度をとる」

ここでもサル知恵は連合の前には通用しなかった。もはや解説の必要はあるまい。総評はウソをついた。このウソは日本労働運動史の最大の汚点となる。もしこのウソを総評労働者が許すとき、日本から労働運動は消え去ってしまう。そのとき、総評指導部の汚点にとどまらず、日本労働者階級の汚点となる。

総評のウソを、労働者の良心で克服すること、それがいまわれわれに課せられた最大の課題である。なお資料2で示した「基本方向」は五月一三日の官公労協で承認され、今後総評がつくるという「全的統一ナショナルセンター」の新綱領の素案となるもののがようだが、総評の考え方はすでにみたようなものであるから論ずるに値しない。

ここでも一つのサル知恵を紹介しておけば同文中に「日本国憲法が保障する自由と民主主義を守り……」とあることだ。憲法とくれば「平和と民主主義」が常識だが、「自由と民主主義」と異なる文章になっている。これは「憲法に示された平和と民主主義」と『進路と役割』に示されている「自由にして民主主義的な労働運動」をつなぎ合わせたものであろう。こうしたサル知恵でつくられた「基本方向」が次にはどう修正されるか。ここでも総評は天下に恥をさらすことになるのではあるまいか。

資料1 労働戦線統一の完成へむけて（第一次試案、五月三〇日）

民間先行で進められてきた労働戦線統一は、民間結集体である全民労協が昨秋連合へ発展し、次の段階の官公労働者を含めた全体の統一へむかって具体的にとりくみが始まった。

中央、地方における民間労働者と官公労働者を含めた統一の実現、これによって労働戦線統一は完成される。一九八九年労働戦線統一の完成へむかって、総評は以下の方針でこれからの一年全力をあげてとりくんでいく。

1. 全的統一（労働界全体の統一）の実現

連合まで発展した民間先行の労働戦線統一を官公労働者を含めた全的統一（労働界全体の統一）へ発展させていくことが、労働戦線統一のこれからの最重要課題である。連合も一九八九年労働界全体の統一を決めている。

官民の分立状況を生み出すことは労働運動の力量低下をもたらす。そのような事態を避けるため全的統一（労働界全体の統一）の実現に全力をつくさなければならない。

(1) 統一の協議

全的統一（労働界全体の統一）の協議は、昨年労働四団体・全民労協で開始されたが、連合発足、同盟・中連の解散をうけて、今年に入り総評・官公労、「連合」首脳会談の形で本格的にスタートした。この協議に総評は以下の態度で臨む。

- ① 統一の時期については一九八九年中の実現にむけて努力する。
- ② 綱領的文書の取扱については、その形式は統一ナショナルセンターの綱領的文書と

して新たなものを作成する。

内容的には総評もその作成過程で参加した「進路と役割」を尊重し、あわせて「目標とプロセス」における「統一ナショナルセンターの姿」（その機能と役割など）とくに官公労働者固有の課題について重要な柱として提起していく。

課題とされている国際自由労連加盟については、定期大会後に特別委員会を設置し、一年内に結論を出す。これにより、総評として加盟の態度決定を行う。

もう一つの課題である選別については、選別反対の態度を堅持し、統一ナショナルセンターの綱領、組織原則に賛同する全ての組合で組織する。なお、労働戦線統一の大義に背き、誹謗、中傷、妨害を加えるものには毅然たる態度をとる。

③ 統一のあり方については、連合と官公労組のブリッジによるゆるやかな協議体でなく、単産加盟の本格的なナショナルセンターとする。

以上の基本的態度で協議に臨み、早急に大枠の合意をえた上で、地方組織など具体的問題の協議に入っていくこととする。同時に、できるだけすみやかに当事者が同一テーブルにつき実質的に統一の準備について話し合う場（名称にはこだわらないが）を発足させ、具体化をはかっていく。

(2) 内部意思統一の促進

以上の協議とあわせて、総評内、とくに官公労（官公労協及び各単産）の統一対応の方向で討議を深め、来年の各単産大会では統一ナショナルセンター加盟を決定できるよう準備をすすめる。

また先行して労働戦線統一を進めてきた民間単産との話し合い、交流を進め、相互の意思疎通、信頼関係を強めていく。さらに全官公とも共通課題での共同行動、話し合いの機会をひろげていく。

2. 地方における統一

中央における全統（労働界全体の統一）と同一時期に地方における統一実現を基本目標に以下の通りとりくみをすすめる。

(1) 各県における団体間協議をさらに促進し、統一ローカルセンター形成の合意形成をはかる。団体間協議の枠組みとしては、各県で連合の地方組織準備会が結成された状況をふまえて、準備会をも加えた協議とすることが望ましい。また県状況によっては県官公労協も加えていく。

(2) 地方における統一にあたっては、運動（綱領など）、組織（統一ナショナルセンターとの関係、加盟形態、地区レベルの組織のあり方など）、財政、専従者の問題などを解決しなければならぬが、これらの点について各県で話し合いをすすめるとともに、中央で一定の整理をつけねばならぬ問題もあり、中央での協議を可能な限り早期に行う。

連合の地方組織と統一ローカルセンターとの関係についても中央での問題整理を急がねばならない事項である。

(3) 以上の諸問題については、当面次のように意思統一して中央、地方で協議に臨んでいく。

① 基本的には、統一ローカルセンターは統一ナショナルセンターの地方組織とするが、地方の実態を尊重した組織的性格をもつものとする。

② 加盟形態は単産の地方組織を加盟単位の原則とする。これに際し単産未加盟組合が多数（県評、地区労のみ加盟で約七〇万名）存在する現状からいって直ちにその加盟を認めないことにも無理があり、近い将来の単産加盟を前提に、統一ローカルセンター

に包含していく。

③ 地区労問題については、基本的立場として第一に、統一ナショナルセンターの下には当然のこととして地区労レベルの組織をおく。第二には、現在の地区労を基軸にした地域労働運動を将来にわたって大切にしていく。

この基本的立場をふまえた上で県レベルの統一と地区レベルの統一の時期の関係（同一時期にするか、タイムラグをおくか）、県評センターとの関係（地区労をつなげるか、地区センターを作ってつなげるか）などの問題については、県によって条件に差異があるので各県評の自主的判断を尊重することとする。

④ 本格的な地方組織の結成は統一ローカルセンターの結成によって行うものとする。これと関連し地方連合づくりについては、既にきめられている方向で対応する。

(4) 統一ローカルセンターに当面引き継ぐことの困難な課題を担うものとして、「県評センター（仮称）」を設置することとし、その具体化をすすめる。

(5) 統一ローカルセンターの形成、県評センターの設置、地区労問題の解決、いずれをとっても単産下部組織の協力が不可欠であり、各単産は地方における統一問題についての討議を深め、下部指導を強めることとする。

3. 「総評センター（仮称）」の設置

別紙「総評センター（仮称）」の設置について（第一次素案）（本誌第三六六号、資料参照）をもとに討議をすすめる具体化していく。そのため本誌で「総評センター準備委員会小委員会」を設置する。

その構成は、委員長Ⅱ真柄事務局長、事務局長Ⅱ亀山財政局長、委員Ⅱ公務員共闘、公労協、民間共闘の各事務局長、単産書記長（情報通信労連、私鉄総連、鉄鋼労連、全国金属、合化労連、全日通、日放労、自治労、日教組、都市交、全水道、全農林、全通、全林野、全印刷）とし、この小委員会の討議によって大会には「総評センター（仮称）」の綱および、全単産構成による「総評センター準備委員会」の設置を提案する。

なお、この第一次素案に対しては、その存置期間五年間は永すぎるとの意見が出されており、これもふまえて討議していく。

4. 専従者の保障及び総評会館について

昨年の定期大会で「中央・地方で総評運動に携わっている専従者については……雇用、生活の保証を総評、県評、単産が責任を負うこととする」と決定した。

これにもとづき、統一ナショナルセンター、統一ローカルセンター、総評センター、県評センターへの任務、配置替えを基本に、単産、関係事業団体等にも要請し、専従者の雇用、生活の保証については万全を期することとする。

中央、地方における単産の協力態勢を期待したい。また、統一後の財団法人総評会館については、現行態勢を基本に継続運営する。

5. 今後のすすめ方

以上を原案として討議をすすめていくが、中央での協議の進展によって明らかになった点についてはさらに補強、修正して大会へ提案、決定していく。

資料2 「統一ナショナルセンターを展望する 官公労働組合運動の基本方向」について

(官公労協、五月一三日)

1. 経過とわれわれの態度

(1) 民間、官公労を包括した労働組合全体の統一は、日本労働組合運動の悲願であり、社会的責任でもある。したがって、紆余曲折を経ながらも、労働戦線の統一が具体的日程にのぼるにいたっており、われわれはその実現のために全力をあげる。

(2) 労働戦線の統一は、民間先行の中で進められ、総評もこれを承認してきた。そして関係組織の多大な努力によって六二組織五五万人の労働者が参加し全日本民間労働組合連合会が結成された。われわれは、このことを労働組合全体の統一にむけた重要なステップとして尊重し、これをふまえて統一ナショナルセンター結成をめざす。

(3) われわれは、民間先行の過程における総評の方針と対応、統一ナショナルセンター結成にむけて提起されている総評の方針を支持し、積極的につけとめ、今や大きな潮流となつている労働戦線の動きを、より確かなものへと発展させる。このため一九八九年の統一ナショナルセンター結成を目標とする。

(4) 統一ナショナルセンター形成にむけた協議・作業にあたって、「進路と役割」が総評民間単産を含むナショナルセンターをこえた民間単産の合意によるものであるという経過をふまえる。統一ナショナルセンターへの協議では、「統一ナショナルセンターのあるべき姿、全的統一へのプロセス、地方組織のあり様とプロセス」などが課題となる。このような立場でわれわれは統一ナショナルセンター形成にむけて、官公労協の統一対応を基本に、次のような態度で臨む。

- ① 官・民対等の立場で統一ナショナルセンター形成への協議・作業を行う。したがって、官公労働組合が参加する中で統一ナショナルセンターの新たな綱領的文書等を作成する。
- ② 統一ナショナルセンターへの加盟は、原則として産別とする。
- ③ 統一ナショナルセンターの綱領的文書と組織原則に賛同する全ての労働組合に門戸を開放する。

2. 統一ナショナルセンターの必要性

(1) 構造変化への対応

国際化、情報化、産業構造の転換、技術革新、雇用構造の変化・多様化、高齢化など、急激に変化する社会・経済構造に的確に対応しうる労働運動の推進が強く求められている。

(2) 低組織率の克服、影響力の拡大

① 社会・経済構造の変化と軌を一にする若年層を中心とした労働者の意識変化に対応した運動の創造的發展がなければ、低組織率の克服もなしえず、また、総労働の結集による影響力の拡大もありえない。

② 政府・財界が体系的・系統的に推進する反国民的諸政策に対決し打破していくためには、総労働の結集が不可欠であり、まさに全労働者を構造的に代表する結集の実現が求められる。

- (3) 生産主導から生活主導への社会・経済構造の転換
- ① 内需型福祉経済政策の展開（積極賃金引上げ、労働時間短縮、社会資本拡充）の実現が必要である。
- ② ナショナルレベルでの産業政策の樹立とその実現をめざした運動展開とともに、地域における雇用・産業政策の樹立、高齢化社会にむけた地域社会づくりが強く求められている。
- ③ 高齢化社会における老後の生活保障（仕事、健康、年金、生きがい）が、必須の課題となっている。
- ④ 内需型経済への転換は、公共投資、公務部門の新たな役割を必要とし、また、高齢化社会への対応とし公共投資、公共サービスの役割を増大させる。この両面からも官民が一致した政策が求められる。
- (4) 平和と民主主義の擁護・確立
- 労働戦線の全的統一・総労働の結集による運動展開、社会的・経済的・政治的影響力の飛躍的拡大を通じ、政治勢力の結集、政権交代の基盤づくりにつとめる。
- (5) 国際連帯の強化
- 経済の国際化に伴い、労働者・国民の生活に多大な影響が生じており、また、国際労働運動のなかで果たすべき役割も増大している。これらの課題に積極的かつ有効に対応していくために総労働の結集が求められている。

3. われわれの運動の基本方向と指針

〈基本方向〉

- (1) 日本国憲法が保障する自由と民主主義を守り拡大することを基本理念
- (2) 人間の尊厳を尊重する労働とゆとりある生活の実現
- (3) 完全雇用の達成、労働基本権の確立、労働諸条件の改善、国民生活の改善
- (4) 自由、平等、公正で平和な社会の実現
- (5) 公務・公共部門の役割の重視
- (6) 国際化に対応しうる国際労働運動への積極的貢献

〈指針〉

- (1) 政府、使用者、政党からの独立
- (2) 労働組合の主体性の堅持と、あらゆる介入の排除
- (3) 全労働者の結集、とりわけ中小・未組織労働者の重視
- (4) 労働組合の社会的責任の自覚と国民生活の改善。そのための政党・団体との共闘
- (5) 地域運動の強化
- 政策形成機能、精神的・文化的活動、自主福祉活動の強化

4. 官公労働組合の政策課題と役割

経済・社会の構造を革新し、生活の質的向上をめざすことが、労働組合全体の共通の課題となっている。この課題達成のためには、国と地方自治体の政策転換と制度改革が求められる。これを官公労働組合の主体的任務として受けとめ、同時に官・民の連帯によって達成すべきものとして、取り組む。

東京地評解体を許さない

——地評解体阻止の条件——

東京の労働地図

首都東京の労働地図は次のようなものだ。東京地評六三万二四一七名(官公労二六万一二七五名、民間三六万七四二六名)、旧同盟三三万五四九四名(官公労二万六八七名、民間二二万四八〇七名)、中立労連二二万八三八〇名、新産別一万五六名。そして三月一日結成された連合東京準備会八〇万四一二四名。首都東京でも姑息な手段で結成された東京連合準備会は最大の組合となった。

地評では連合勢力は少数

本誌第三六八号に明らかなように、連合地方準備会は三月末までに、全国四七都道府県で結成された。しかし、連合の思い通り進んでいない都道府県も少なくない。その典型が東京だ。東京地評は六三単産、約六三名。そのなかで連合加盟組合は九単産二三万名となる。連合積極推進組合は少数にすぎない。さらに東京地評は二六名の幹事によって構成されており、大会議案成立のためにはこの三分の二が必要だ。だが、連合積極推進派はその数に届かない。

それを典型的に示したのが昨年の東京地評大会だった。八七年十一月三〇日に開かれた統開大会の結論はこうなったからである。

「東京地評における労戦統一問題にかかわる方針については、今日まで五回にわたって労戦対策委員会において討議を続けてきましたが、結論を得るに至りませんでした。このため、今後引き続き対策委員会を存続させ、八八春闘をめどに討議案を作成し、次年度大会まで機関討議を行います。また、全民労連発足にかかわって派生する問題については、対策委員会での検討をふまえて、組織に対応します。」

総評議長が準備会結成に出席

昨年の統開大会後、現在まで六回の労戦対策委が開かれた。この過程で三つの出来事がおこった。

第一は三月一日、「連合東京準備会」が発足。佐野東京地評議長がこれに出席、あいさつしたことだ。このことが大きな論議となった。四月一日付の東京地評労戦対策委員会事務局の文書は、三月一日日におこなわれた第四回労戦対策委のものをこう記している。

「第一回～第三回の対策委員会議事録の確認を行ったあと、佐野議長の連合東京準備会結成総会出席等の件について、質問、意見などが交わされた。この件に関し佐野議長より以下の見解が表明された。

- (1) 『あいさつ』について 連合東京準備会には地評加盟九単産が参加しており、儀礼的に出席し、挨拶することは許容範囲である。
- (2) 連合東京準備会結成総会議案中『二月二日東京労働四団体(東京地評、東京同盟、

東京中立労連、新産別東京」の議長・会長会談が開催され、その中において『東京におけるよびかけ単産を決定し招集するため、純中立を含めて五グループの代表（窓口）が集まって相談してはどうか』と確認した』との記述について、東京地評議長が参画して、連合東京準備会結成の諸準備を行った事実はない。連合東京準備会は、東京段階の全民労連加盟下部組織が自主的に結成したものである。この記述は実状に即した表現になっていない。

対策委員会として、(1)については東京地評幹事会の判断にゆだねる。(2)については議長見解を全員で受け止め、そのように理解することに確認した。」

ここにみられるとおり、東京地評では労戦対策委が継続的に開催されているが、討議案・方針は確立されていない。したがって、団体間協議もおこなわれていない。

事務局試案が提出

第二は、三月一四日、事務局長試案「東京ローカルセンター、全的統一へむけての基調」がだされたことだ。その全文は左記のとおりである。

- (1) 統一ローカルセンターは、すべての労働組合、労働者の結集体とする。このセンターは、大小、官公労、民間の区別をせず、中小、未組織労働者の権利を大切に守り、労働条件の維持・向上に努める。
- (2) 統一ローカルセンターは、労働基本権の確立、擁護を基本として、労働者の権利を守り、労働条件の維持・向上に努める。
- (3) 統一ローカルセンターは、労働者、労働組合の要求にとどまらず、広く都民の要求実現に努める。
- (4) 統一ローカルセンターは、政策や要求の一致する野党との協力、共同の闘いを推進し、政党支持は産別方針を尊重する。
- (5) 平和憲法を擁護し、日本の平和と民主主義を守る闘いを進める。
- (6) 女性の解放、社会的地位の向上に努める。
- (7) 地域労働運動を大切にし、その発展強化に努める。」

「進路と役割」を配慮したいへんに穏やかな試案である。この試案にはすでにいくつかの意見が寄せられている。たとえば、国公部会員の小池信太郎氏からは「労働戦線統一問題について東京地評のとるべき態度について」と題する私案がだされた。

さらに国労東京は「森田事務局長による七項目の私案は、文章上のみを解釈すれば理解できますが、問題は、この試案を支持した場合、いわゆる五項目補強見解がなしくずしにされたまま『進路と役割』を前提とした団体間協議が推進されることになる」との立場から、(1)地評に加盟する全単産・単組が、東京ローカルセンター結成の主旨と内容を理解し、全的統一が達成されるまで、東京地評は解散しないこと、(2)団体間協議の窓口は地評一本とし、単産・単組の独自行動は行わないこと、(3)団体間協議を行う場合には、特定の路線を前提とした協議は行わないこと」を求めた考え（「東京地評幹事会『労戦問題討議』に対する国労東京の基本的態度について」）を決めている。

また東水労もほぼ国労東京と同じ主旨の「東京地評労戦対策委員会への『事務局長試案』に対する東水労見解」を表明している。

現在の東京地評の状況は事務局長試案をめぐって、いよいよ論議が開始される段階に

なったということである。連合積極推進派の表情のさえぬ背景だ。しかし、彼らも手をこまねいてはいない。連合東京準備会結成で既成事実の積み重ねがはかられるだろうし、さらに要注意なのは「社会党を支持する東京労組連絡会議」（東京労組連、全電通がその中心で、「下」から労働組合をとりこむ体制を強めていることだ。

東京は戦略拠点

東京は日本の戦略拠点である。この戦略拠点で連合積極推進組合は、東京地評解体が困難な状況にある。東京地評を残す意味はきわめて大きい。

首都東京でもようやく「東京地評解体を阻止しよう」、「阻止できる条件は十分にある」との声が高まってきた。

別稿のように「東京労研センター」が全国の仲間の活動に負けるなどの意気込みで活動強化に新たな一歩をふみだしたこと、さらには五月二一日、約二百名が参加して「東京地評を強化し、地域労働運動を守る学習交流会」がおこなわれたことがそれである。

現在、総評が連合に全面屈服したことによって、「これではとても全統統一にはならない」「こんな全統統一を求めたことはなかった」との声が中央・地方にひろがりつつある。またこうした声を総結集し、なんとしても総評解体を阻止しなければとの行動が強化されてもいる。全国の仲間たち、連合のなかでの活動を考えるより、総評解体を阻止し総評を残すたたいの方がはるかに容易だ。残された時間は多くない。だが、その間、われわれはもてる力を「総評・東京地評阻止」に集中しようではないか。

東京労研センターが活動強化へ

—— 第四回総会を開く ——

東京労研センターは去る五月二二日、第四回総会を開き、首都東京での労戦の右翼再編に抗する方針を討議した。活動方針は総評中央の方針を「総評真柄見解（本誌第三六九号資料1参照）で明確になったように、この『全統統一』とは明らかに、『進路と役割』に屈服し、『全統統一』とは名ばかりの差別・選別の路線をとる労働戦線の右翼再編にほかならないとの立場から、「この右翼労働再編の流れに抗し、総評労働運動の戦闘的な歴史と伝統を守り、それを継承・発展させることを中心に、精力的な活動をつづけていかなければなりません。また有効な反撃もできぬまま、このような事態を許してしまった反省の上に立ち、真に労働者・勤労諸階層が必要としている労働運動の創造と再生をはかる足掛かりをこの一年間の間にたたかひの中からつくりあげなければならぬ」と、次のような方針を明らかにした。

二つの柱

その活動の柱は二つである。第一は、「東京地評を中心とする東京の地域労働運動の継承・発展をはかること」だと次のように述べている。

「現在、東京地評には『連合』指向勢力が三分の一、共産党系が三分の一、残りの三分の一は地評擁護派と一般に言われています。この勢力分布に従ってみても、『地評擁護派』の占める位置と役割はたいへん大きいものです。東京労研センターは、この東京地評の解散に反対し、闘う伝統を守る三分の一の結集を積極的に推進・拡大させるとともに、これを中心に『反連合、東京地評の防衛』を掲げて東京で活動しているすべての労組の結集と共闘をはかっているかねばなりません」

第二は、「地域労働運動の具体的な担い手であり、私たちが継承・発展させようとする総評労働運動の拠点である地区労、ブロック共闘の防衛と地域共闘の強化・拡大」だと、次のようにいわれる。

「すでに、『良い地区労』『悪い地区労』との一方的な評価による差別・選別との分断が始まっているなかで、地域共闘の本来の姿を守りながら、活動の質・量ともの強化・拡大を具体的な生き生きとした共闘と活動のなかではかかっていかなければなりません。東京全体の動向と密接な関係を持っている地区労・ブロック共闘を支え、強化するためには、財政的基礎の確立や活動家の投入、地域共闘への積極的参加など、具体的な手立てが必要とされています。東京労研センターは、この地域共闘が、闘う労働運動にとつてかけがえのないものであることを認識のうえ、各単産や単組などへ働きかけ、東京の地域労働運動をより強化する方向で活動します。

私たちをとりまく情勢からしても、東京の労働者になわなければならない闘いの責任からしても、早急にこの事態を克服し、労働者の期待に応えうる組織づくりと活動を積極的に展開していかなければなりません」

五つの活動

こうした認識のもと、東京労研センターは次の五つの具体的活動を強化することを確認した。

(1)東京労研センターの下に、東西南北、中部、三多摩にそれぞれブロック労研を組織。(2)各ブロック労研は、日常的な活動拠点として現実的、具体的な活動、闘いを行い、地域共闘の積極的な推進を目指す。(3)東京労研は主に東京地評を中心とする、東京段階の様々な対策、活動、中央労研センターとの協力・共同の活動、各ブロック労研との共同の活動、連絡調整などをおこない、具体的な労研センターの活動を行う、等々」

別稿の「東京地評を強化し、地域労働運動を守る東京学習交流会」の報告にもあるように、戦略拠点東京でもようやく「総評労働運動の継承・発展をめざす運動」が、その緒につきはじめた。

東京の勢力比は地評擁護派一、統一労組懇系一、連合派一という状況だ。左派勢力が力を合わせれば、東京地評を守ることは十分に可能だ。東京労研センターの活躍に心から期待したい。

労組法改悪の本質と背景

労働委員会制度を抜本的に改悪しようとする労働組合法「改正」案が今国会に上程され、一部修正で国会を通過した。これは、3・3都労委勝利命令に引き続き各地の地労委から国労勝利の命令が夏ごろから出され、それらが中労委に集中しだす時期に合わせた改悪（十月実施）であり、ねらいは明らかに国労の労働委員会闘争つぶしにあった。国労は四月一日現在で一六一件もの地労委事件で闘っている。労組法改悪は、この地労委闘争のゆくえを左右すると言っているほどのものである。

労使委員の「同意権」ハク奪を「修正」

最大の問題点は、中央労働委員会の公益委員選任にあたり現行法が定めている労使委員の「同意権」を剝奪することであった。一部修正で労使「同意」が復活したとはいえ、まだまだ問題点は多い。さらに自民党・独占資本は労組法の全面改悪の意向を強めているだけにこの問題の本質をつかんでおくことが必要だ。

中労委の公益委員は、一九四五年（昭20）制定の旧労組法以来、現行法下でも労使委員の「同意を得て、労働大臣が任命」（第19条7号）してきたが、改悪案では「労働大臣が使用者委員及び労働者委員の意見を尊重して作成した委員候補者名簿に記載されている者のうちから両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する」としていうものであった。

この労使「同意権」のない任命方式は、もともと国労委（旧公労委）のものであり、中労委と国労委を統合するにあたって、現在の中労委にはある「同意権」をなくしてしまおうとの政府・自民党の意向が強く反映されたものであった。

中労委は、敗戦後、新憲法・労組法制定にともない、使用者による団結権侵害から労働者・労働組合を救済するために設けられた機関だが、公労委は当時の国鉄など公共企業体等（国営現業を含む）労働者からストライキ権を奪った代償措置として設けられた機関であり、実情は賃金紛争の調整的役割を果たすだけで不当労働行為救済などの役割はほとんど果たしてこなかった。それは公益委員の任命方式が「労使委員の意見を聴いて」というもので、労使委員の「同意権」がなかったためだ。

地労委へ波及するおそれもある

不当労働行為事件の審査・判定権限を有する公益委員に、労働基本権に理解のある人がなるかどうかは、労働委員会が団結権侵害に対する救済機能を十分に果たせるかどうかの試金石である。また調整事件へあつせん、調停、仲裁の公正かつ妥当な処理においても労使の信頼を得られる公益委員の存在が不可欠だ。

このような労働委員会の機能を、政府から独立した行政委員会として果たすための制度的保障の柱が、公益委員任命にあたっての労使委員同意制なのである。

この同意制がないと、政府・自民党が、わが意にかなう人物を公益委員に選任することも容易になる。そうなれば、中労委は労働者・労働組合の救済機関ではなく、使用者救済の機関と化すことは、火を見るより明らかであろう。そして、地労委が労働者側勝利の救済命令を出しても中労委でくつがえされることにもなり、そうなると地労委命令自体いま

以上には出なくなり、出るにしても審査が長びく上に内容が悪くなることもまた明らかである。

さらに、中労委での同意制廃止は「法の整合性を保つ」という口実のもとに地労委へ波及することが十分考えられる。このように「同意権のハク奪」は、労働委員会制度そのものを変質させるものであり、攻防の焦点であった。

「常勤」で官僚化は避けられない

つぎに、改悪案では「公益委員のうち二人以上は、常勤とすることができ」としていい。

これまで「常勤」の公益委員は存在しなかった。常勤ということになれば、他に仕事を持つ学者や弁護士は公益委員が勤まらない。したがって、公益委員は労働省OBなどの官僚出身者で占められることになり、労働委員会の官僚化は避けられない。むしろ、ここにも改悪のねらいがあると云っていいだろう。

つづく労働組合法全面改悪の策謀

さらに、政府・自民党はこの改悪を突破口にして、すでに関西経協が試案を提示している、少数労働組合の団交権ハク奪、使用者側からの不当労働行為申し立て制度新設などを盛り込む労組法全面改悪をも意図している、と伝えられる。労組法改悪反対のたたかいは、「戦前後政治の総決算」路線とも相まって、いよいよこれからである。

三二 宅 島——地方自治の原点

四月に三宅島を訪れた。NLP基地建設反対に燃える島である。

「緑豊かな三宅島で平和に暮らしたい」「子供たちに平和な生活を遺したい」、三宅島民共通の願いである。離島ゆえの苦悩、活火山島という過酷なまでの自然との闘いの中で、まさに血と汗でぐくみ守ってきた漁業・農業・観光そして「緑豊かな自然」なのだ。この生活からの声が三宅島の闘いを支えている。噴火の被害・窮状につけ込んだ「七〇〇億円の見返り事業」提示など、自民党のやり方は島民の苦闘を冒とくするものである。

三宅島の闘いは、地方自治の原点を問いかける。八五%の島民の反対署名、「島の将来の選択権は、島民自身にある」……と。「これまでは選挙が終わればあとは議員におまかせだった。それが議員が何をやっているか知らなければと、今は議会傍聴券も午前二時かからなければならないと取れない。そういうふうになってきた」。北は北海道から南は沖縄まで、全国の反基地闘争の現地へ交流に出かけている。私たちの訪れたこの日も、「お通夜の前定があつたんですが、皆さんが来られるというので変更しました」と、多くの婦人が交流にかけてくれた。

いうまでもなく、NLP問題は、米空母ミッドウエーが横須賀を母港としていることによっている。日米安保条約ならびにこれを積極的に推進している日本政府・独占資本との闘いである。「安保・自衛隊の見直し」ではなく、全国から反安保・反基地・反自衛隊闘争を強化し、三宅島に連帯することが、私たち社会党員の任務である。

(毛)

五月二六日から自治労が中央委

自治労は五月二六日から二日間、シルクロード博の会場・奈良で第八回中央委を開く。主要な課題は(1)土曜閉庁による週休二日制早期実現のたまたかい、(2)労働戦線の全統統一にむけた取り組み、(3)「福祉・教育予算復元、地方財政確立一〇〇〇万人署名運動」の取り組み、(4)八八国民春闘中間総括だ。

とりわけ労働問題に論議が集中しよう。自治労のゆくえが総評と直結しているからだ。第八回中央委員会の概要によれば、労働にかんする自治労方針は次のとおりである。

「総評第七八回臨時大会で、統一ナショナルセンター結成時期を一年早め、一九八九年とすることが提起された。それは、全統統一という目標に対する内外の合意ができていないこと、連合、総評二重加盟単産の負担軽減、地方組織に混乱を起すことなく地方の全統一行うための三つの理由による。自治労は、この総評提起をうけとめ全統一の取り組みを進める。」

官公労協は総評提起を受け、統一協議に主体的に参加するため、四月一八日の「官公労協労働統一メモ」(本誌第三六九号参照)を確認した。その内容は、統一ナショナルセンターの綱領的文書を研究の上、民・官の合意に努めるなどである。自治労は、この官公労協の方向を受け、「統一ナショナルセンターを展望する官公労協の基本方向」(本号、資料参照)の作成に主体的に参加し、第五回定期大会に向け組織内討議を進める。

統一ナショナルセンター結成への協議には、次の基本的態度でのぞむ。
官・民対等の立場を踏まえ、官公労働組合の参加により統一ナショナルセンターの綱領的文書等を作成する。統一ナショナルセンターの組織原則は産別加盟とし、また、綱領的文書と組織原則に賛同する全ての労働組合に門戸を開放する。

都道府県レベルの統一ローカルセンターも統一ナショナルセンターと同じく、一九八九年に形成することに自治労各県本部は、積極的に取り組む。

各県での自主的討議を県評、地方同盟、県中立連絡会などの団体間協議を基本に進め、また、都道府県官公労協の結成を促進する。

統一ナショナルセンター・ローカルセンターに包括されない諸課題の推進には、総評提起の「総評センター(仮称)を支持し、組織的・財政的役割を果たす。」

◇パンフレット紹介◇

大韓航空機事件を考える

大韓航空機事件は「柳条溝事件(一九三一年)にも匹敵する大陰謀事件だろう。たしかな事実は(1)大韓機が「行方不明」となったこと、(2)蜂矢父子が偽造パスポートをもっていたこと、(3)二人の人物のうち一人が自殺し、もう一人が韓国に移送されたことだけである。時をふるにしたがって、謎はますます深まっているのが現状だ。」

大韓航空機事件の真相が明らかになるには、かつてのトンキン湾事件、プエブロ号事件、あるいは柳条溝、満州某重大事件のように長い年月を要しよう。しかし、第二次世界大戦への轍をふまぬためには、この事件の背景を真剣に考えることが重要だ。

二月四日、京都で「大韓航空機事件を考える緊急シンポジウム」が開かれた。五百人ばかりの人々が参加したという。このパンフレットは、「緊急シンポジウム」の報告集である。永田啓恭(竜谷大教授)氏の司会で、関寛治(立命館大教授)、高屋定国(仏教大教授)、渡辺武達(京都産業大教授)の三氏が専門分野と生活から、事件の謎にせまっている。

なお頒価は三百円。郵送料実費。十部以上は一割引き。お申し込みは「京都市東山区大和七条下ル辰巳町 泉弘」にお願いします。